

契約更新制度と普通定期保険の保険金の 削減支払の廃止について

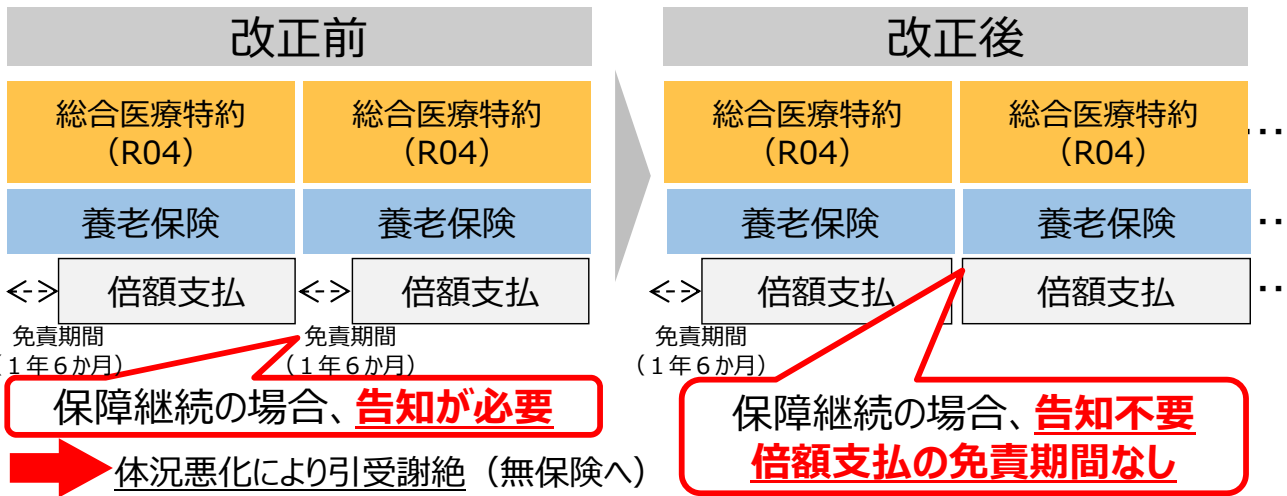
2022年6月27日



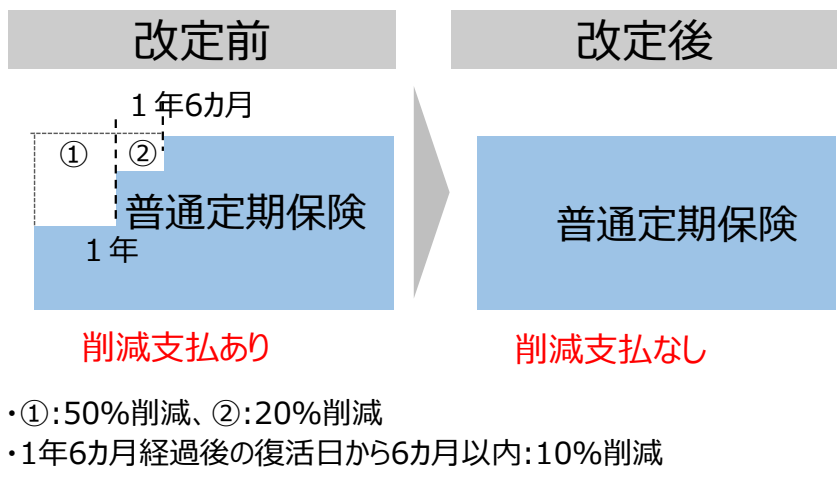
契約更新制度と普通定期保険の保険金の削減支払の廃止の概要

- かんぽ生命は、「人生100年時代における、あらゆる世代のお客さまの保障ニーズにお応えする保険サービスをご提供する」との方針に則り、「契約更新制度」および「普通定期保険の保険金の削減支払の廃止」を行います。
- 契約更新制度により、養老保険および普通定期保険を対象にして、体況悪化により新たに保険に加入できないような場合であっても、告知不要として保障継続ニーズをもつお客さまに保障の提供を可能とします。なお、更新の際、医療特約を付加してご加入いただいているお客さまには、2022年4月改定の医療特約で保障継続を可能にします。
- 更新後の養老保険については、保障継続の観点から倍額支払の免責期間(1年6カ月以内)を適用しないこととします。
- 普通定期保険については、加入直後の死亡保険金の削減支払等を廃止して加入直後の保障の充実を図ります。

契約更新制度



普通定期保険の保険金の削減支払の廃止



保険種類ごとの適用関係

保険種類		契約更新制度		普通定期保険の保険金の削減支払の廃止
		告知不要	倍額支払の免責期間なし	
養老保険	普通養老保険 (短期払を含む)	○	○	—
	特別養老保険	○	○	—
普通定期保険		○	—注	○

注：普通定期保険は倍額支払制度の対象外

契約更新後の保障内容について

- 普通養老保険（短期払を含む）、特別養老保険及び普通定期保険（特約が付されている場合は、その特約を含みます。）をご契約いただいているお客さまに引き続き同種の保障内容を提供できるよう、告知を行わず加入が可能となります。
- 保険契約者様から同種の保険契約にご加入する意思表示がある場合に、加入手続を行います（自動的に契約は更新されません）。なお、契約の更新は保険種類ごとの加入年齢の範囲内であれば複数回の更新が可能です。
- 保障内容は、更新前契約の保障内容と同一とし、保険金額は更新前契約の保険金額以内とします。医療特約が付されている場合は、2022年4月改定の医療特約の保障内容と同一とし、保険金額は更新前契約の保険金額以内とします。
（基本契約および医療特約の保険金額は、法令上の加入限度額の範囲内となります。）
- 医療特約について、更新前契約において既にお支払した保険金（下図では200万円）があるときは、更新後契約では特約基準保険金額からこれを差し引いた残額（下図では800万円）を上限としてお支払いすることとします。この場合、更新後契約の医療特約の加入限度額の算定については、当該残額ではなく、特約基準保険金額（下図では1,000万円）とします。

